



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4015 号 2017.11.13 発行

「ことばの魔術師」自閉症の娘との日々を本に

朝日新聞 2017年11月13日



「ことばの魔術師」を出版した川端章子さん（右）と娘の侑子さん＝たつの市龍野町

兵庫県たつの市龍野町の主婦、川端章子さん（61）が、自閉症の一人娘との日々のやりとりや生活を詩や短歌などに紡いだ「ことばの魔術師—大人になったちょうちょ—」を自費出版した。「病気がちな自分を励ましてくれた娘への愛情、感謝の気持ちを残したかった」と話している。

章子さんの娘は会社員の侑子さん（29）。3歳のころに自閉症と分かり、以来、学校や夫の宏志さん（65）

とともに懸命の子育てをしてきた。「疲れて、かわいいと思う余裕もなかった」と章子さん。しかし20歳を過ぎるころから、子どものままの純朴な心を持つ侑子さんが「世界で一番いとしい存在」と思うようになったという。

章子さんは旧姓を使った「七条章子」のペンネームを使用。過去に「障害者も健常者と同じように普通に暮らしている。娘の素顔を知ってほしい」と、小学校の担任との交換連絡帳をまとめた「ちょうちょのように」（1995年）、小1から6年生までの成長をつづった「みずいろの手帳—ちょうちょのその後」（2000年）を出版した。今回はこれまでの思いとは違い、「ただ娘への愛情をつづった」と話す。

章子さんは、50代なかばごろから目の病気やうつ病などに苦しんできた。そんな中で「いつか私たち両親が亡くなったら、侑子は一人になる。私が侑子を思っていた気持ちを残してあげたい」と3冊目の出版を決めた。

章子さんは言う。「侑子との会話は、そのまま詩になる。私は字にするだけ」

「今もしもお母さんが

『実は目は何ともないんや』て言うたら

あたし、『なーんや』と思うわ

『嘘（うそ）やったんかー』って

でも

嘘でもそのほうがずっとうれしいな」

お母さんも

ゆうこに嫌われても

今は嘘つきになりたい（「嘘つき」）

詩の章の結びには、章子さんが「最後のお願い」と題して、「楽しい人生を歩んでいくんだよ」などと自分がいなくなった後の侑子さんへのメッセージも記している。

著者に侑子さんの名も連ねた本は詩114編、短歌266首と、新聞などへの投稿文を掲載。B6判で318ページ。1千円（税別）。購入先などの問い合わせは、発行元の「BookWay」（079・222・5372）。インターネット通販のアマゾンでも扱って

いる。(伊藤周)

地域の縁側、めざして 多彩な住民施設を開く車いす社長 聞き手・定塚遼

朝日新聞 2017年11月13日



兼氏浩子さん=石川県津幡町中橋

障害児支援、カフェ、エステ、リハビリステーション、パン屋など多彩なサービスを展開する施設「木のおうち」が4月に石川県津幡町に生まれた。運営会社の社長を務めるのは兼氏浩子さん(49)。障害がある自身の経験をもとに着想し、様々な世代が集い、誰もが互いに寄りかかれ、支え合える交流拠点づくりをめざす。

——木のおうちを始めようと思ったきっかけは

病気をして多くの人に支えられたことが原点です。33歳のとき、脊髄(せきずい)の病気で車いすの生活になりました。

もう終わりだ、死にたい。どん底まで落ち込んでうつ病になってしまった自分を、家族以外で支えてくれたのは、地域の人たちでした。

パン出張販売 稚内に行列 障害者働く豊富の「夢工房」 北海道新聞 2017年11月13日



行列ができるほど人気のベーカリー夢工房のパンの出張販売会

【稚内、豊富】宗谷総合振興局の入る宗谷合同庁舎で、障害者が働くパン店「ベーカリー夢工房」(豊富町)の出張販売が人気を集めている。開催は1~2カ月おきと不定期だが、一つ一つ丁寧に焼き上げられたパンを目当てに、販売開始前には数十人の行列が出来るほどだ。売り場スペースとしてロビーを無料開放する同総合振

興局社会福祉課は「より多くの場でこうした商品が販売されるきっかけになれば」と話している。

10月30日に開かれた販売会。開始時刻の午前11時半には約30人が行列をつくった。販売が始まると、1番人気の角食「豊富ブレッド」をはじめ、あんパンやメロンパンなどが次々と売れ出した。正午すぎには庁舎で働く職員も列に加わり、用意した約50種類400個はわずか40分で完売した。

市内の会社員工藤順子さん(67)は友人や家族、会社の同僚に頼まれてパン計10個を購入し「本当はあと1、2個買いたいくらい」と笑顔を見せた。

耐性菌 現状や予防法など伝える動画公開

NHKニュース 2017年11月13日

抗生物質などの抗菌薬を不適切に使うなどして薬が効かなくなる耐性菌による感染症が問題になっていることから、国立の医療機関が現状や予防法などをわかりやすく伝える動画を制作し公開しています。

動画は、抗生物質などの抗菌薬が効かなくなる耐性菌による感染症が世界的に問題になっているため、WHO=世界保健機関が13日から1週間を世界抗菌薬啓発週間に定めたのに合わせて、国立国際医療研究センター病院が制作しました。

動画は3分40秒ほどで、耐性菌による死者が2050年に1000万人に上ると予測されることや、耐性菌が増えると感染症が治りにくくなり手術や抗がん剤の治療などが難し

くなるといった影響などを、イラストとナレーションで伝えています。

そのうえで、抗菌薬の使い方について、かぜには効果がないことや、医師の指示どおりに服用し自分の判断で飲んだりやめたりしないことなど注意点を挙げています。

また、感染症を予防するために、ワクチンの接種を効果的に行うことや、手洗いの徹底、せきが出る場合にはマスクを着用することなどを呼びかけています

この動画は国立国際医療研究センター病

院AMR臨床リファレンスセンターのホームページで見ることができます。



増える外国人介護職員 「好意的」評価変わらず

朝日新聞 2017年11月13日

外国人の介護職員が増え、ことばの問題はあっても評価は高い——。群馬県介護人材確保対策室が施設や事業所に行った調査で、外国人介護職員が昨年引き続き好意的に受け入れられている状況がわかった。

外国人介護職員の就労状況などに関する調査で、10月末に発表された。調査は昨年引き続き2回目。県内862の施設・事業所から回答を得た。回答率は3割弱。

外国人介護職員を雇用していると回答した施設・事業所は98（昨年は65）で、雇用人数は193（同98）人と増えた。同対策室によると、1月末に公表された群馬労働局の集計より増えており、今回の調査は外国人労働者を雇用しているほとんどの事業所が回答していると考えられるという。

外国人介護職員の国別の内訳はフィリピンが5割強で最も多く、インドネシア、中国、ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国と続いた。外国人介護職員を「好意的に受け止めている職員が多い」という回答は7割弱、「好意的に受け止めている利用者が多い」という回答も6割ほどあり、昨年に続き高い評価だった。

課題としてあげられたのは語学力。「語学力不足で、記録の作成に支障がある」と回答した施設は7割強に及んだ。また回答のあった外国人介護職員193人のうち、国家資格の介護福祉士を持つのは9人。いずれの介護資格もない人は121人だった。

9名全員の行方不明者届を受けていた警察も座間事件を防げず 不明者発見に向けた活動の実情と限界 前田恒彦 元特捜部主任検事

ヤフーニュース 2017年11月13日

(写真:アフロ)



座間事件では、被害者9名全員の行方不明者届が出されていた。携帯電話の位置情報によると、17歳の2名は、3日以内に相前後して現場から約20メートルの基地局エリアで足取りが途絶えていたという。

では、なぜ警察は事件を防げなかったのか。捜査の長期化が見込まれるが、いずれこの点に関する検証も求められることだろう。こ

の機会に、警察が行方不明者の発見に向けてどのような活動を行っているのか、その実情や限界などについて触れてみたい。

【発見活動の基本】

警察は、生活の本拠を離れ、行方が明らかでない者について、法令や国家公安委員会規則、警察庁通達などに基づき、その発見に向けた様々な活動を行っている。

その際の基本原則として、規則は、関係者の名誉や平穏な生活を害さないように配慮することのほか、次の3点を挙げている。

- (1) 生命及び身体の保護を図るため、**迅速かつ的確に対応**
- (2) 犯罪被害によるものである可能性を考慮し、**事案に応じ、必要な捜査**を行う
- (3) 関係する警察や各部門が**緊密に連携**し、**警察の組織的機能を十分に発揮**

被害者の生活拠点が東京、福島、群馬、埼玉、神奈川の1都4県にわたり、年齢が15～26歳の座間事件でも、まずはこの基本原則が遵守されていたか否かが問題となるだろう。

【行方不明者届の受理と判定】

ところで、警察は、行方不明者の親族らから行方不明者届の提出を受け、これを受理した段階で、その発見に向けた活動を始める。

一般に「捜索願」と呼ばれているものだ。

もちろん、提出がなくても、凶悪犯の被害にあっていると認められる緊急事態などには、警察自ら独自に動き出すこともできるが、あくまで限られた場合だけだ。

その上で、警察は、受理の際、親族らから本人の氏名や年齢、性別、身体の特徴、行方不明となった日時や場所、状況、考えられる原因や動機などを詳しく聴取し、写真などの提出を受ける。

最終的には、それらを全国の警察からアクセスできる警察庁のデータベースに登録し、情報の共有化をはかるわけだ。

特に重要なのは、警察が次のような「特異行方不明者」に当たる事案か否かの判定を行っていることだ。

「凶悪犯被害者」

殺人、誘拐等の犯罪により、既に生命、身体に危害が加えられているおそれがあり、または将来危害が加えられるおそれがある者

「福祉犯被害者」

性別や年齢、性格、素行、言動、前後の状況、家庭環境などの事情から、児童買春などの被害にあうおそれがある者

「事故遭遇者」

直前の行動、気象、地形などの事情に照らし、水難や交通事故などに遭遇しているおそれがある者

「自殺企図者」

遺書があること、平素の言動、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係などに照らし、自殺のおそれがある者

「自傷他害者」

統合失調症や薬物依存症など精神障害の状態にあること、けん銃や包丁、毒薬など危険物を携帯していること、性格や素行、言動、前後の状況、過去の病歴などに照らし、自身を傷つけ、他人に害を及ぼすおそれがある者

「自救無能力者」

病人、認知症の高齢者、おおむね13歳以下の年少者など、行方不明者のみで生活する能力がなく、生命、身体に危険が生じるおそれがある者

【特異行方不明者でない場合】

この判定結果によって、行方不明者の発見に向けた活動の内容が大きく変わってくるので、注意を要する。

すなわち、本人の意思による一時的な家出や借金苦からの夜逃げなど、単なる行方不明

者の場合、次のような一般的な活動を行うだけだ。

- 夜半の繁華街にたむろする少年らへの声かけなど、日々のパトロール、職務質問、少年補導、交通取締りや他事件の捜査などの際、行方不明者の発見に向けた気配りを行うこと
- 他の警察署などに対する問い合わせ
- 警察署の掲示板や警察庁・都道府県警察のホームページなどに行方不明者情報を公表した上で、市民に対する新たな情報提供の要請
- 警察が把握している身元不明死体と行方不明者との対照
- 徘徊している認知症老人など、生活の本拠を離れ、身元が明らかでない「迷い人」を発見した際、行方不明者との対照

【特異行方不明者の発見活動】

これに対し、特異行方不明者の場合には、そうした一般的な活動のほか、次のような特別な措置をとることとなっている。

- 積極的な情報収集、警察犬を使うなどした探索、各種の捜査、家族らとの密な連絡
- 消防団や山岳会などが出動した広範囲の山林探索など、関係機関や地方公共団体、事業者への協力要請
- 友人宅など立ち回りが見込まれる関係先や見込地域、就業が予想される業種などを絞り込んだ他の警察への手配
- 手配を受けた警察による立ち回りの有無の調査、周辺の探索、関係者への協力要請
- 毛根や歯ブラシなど本人や実親、実子らの DNA 型資料を受領し、鑑定の上、警察が管理している変死者などの DNA 型記録と対照

【令状を得て行う強制捜査も】

具体的な「捜査」として、どれくらい深く掘り下げていくかはケースバイケースではあるが、例えば、友人・知人ら関係者の取調べや、行方不明となった現場の遺留品採取、鑑定などが挙げられる。

また、次のような情報を得て、行方不明者の「点」の行動を次第に「線」の形につなげていくといったことも行う。

- 本人名義の銀行口座に関する入出金状況や ATM 利用状況、利用場所の把握
- クレジットカードの利用歴や利用店の把握
- スイカやパスモといった交通系 IC カードの利用歴や乗降駅の把握
- ポイントカードの利用歴や利用店の把握
- 各行動拠点周辺に設置された防犯ビデオの入手や解析

パソコンや携帯電話を自宅に置いたままで行方不明となってる場合には、メールなどのデータの解析を行い、考えられる足取りの手がかりを探る。

携帯電話を持ち出している場合には、裁判官から「差押許可状」という令状を得た上で、いつ、どれくらいの時間、どの電話番号に電話をかけたのかといった記録を、NTT ドコモなどの携帯電話会社から差し押える。

この情報を分析し、電話をかけた相手や受けた相手を特定した上で、会話の内容や行方不明者との接点、前後の行動などに関する取調べを行うわけだ。

【有効な位置情報探索、ただし限界も】

比較的有効なのは、同じく裁判官から「検証許可状」と呼ばれる令状を得た上で、携帯電話会社が把握している位置情報を入手し、分析することだ。

これには、次の 2 つのパターンがある。

(イ) 携帯電話端末と全国に配置された各携帯電話会社の基地局との通信状況から位置を把握

(ロ) 携帯電話端末の GPS 機能に着眼し、衛星からの電波を受信して、緯度や経度などから位置を把握

(イ)は、電波受信の問題から GPS による把握が比較的困難な建物内や地下、高圧線付近などでも短時間で位置情報を取得できるし、携帯電話側の電力消費も少なくすむので、

バッテリーがほとんど残っていないような場合でも探索が可能だ。

ただ、設置されている基地局の数やその距離関係に左右されるので、誤差が 300 メートル以上になる場合もあるなど、「エリア」としての大まかな位置情報しか把握できない。

他方、(ロ)は、ピンポイントに近い位置情報が得られるが、携帯電話端末に GPS 機能が付いていなかったり、その機能をオフにされていたら無理だ。

また、(イ)(ロ)とも、電源が完全にオフになっていたり、行方不明者自ら、あるいは拉致するなどした犯人が携帯電話を捨ててしまっていたら、把握できるのは最後に通信した基地局の位置情報にとどまる。

【座間事件はどうか】

座間事件でも、まずは、9名の被害者について、警察が特異行方不明者と判定していたのか否かが問題となるだろう。

冒頭で述べた 17 歳の女性 2 名のほか、最年少である 15 歳の女性 1 名、19 歳の女性 1 名、26 歳の女性 1 名、20 歳の男性 1 名については、警察も特異行方不明者と判定していた模様だ。

先ほど挙げた要件のうち、凶悪犯被害者や自殺企図者に当たると考えたのではないか。

行方不明者届が出された行方不明者のうち、例年、6 割程度が特異行方不明者と判定されているので、むしろ当然の結果とも言える。

21、23、25 歳の女性 3 名については判然としないが、もし特異行方不明者と判定せず、本人の意思による単なる家出だなどと考えていたのであれば、そうした判定に至った理由や背景、警察が把握できていた情報の内容などについて、検証を行う必要がある。

【ベストを尽くしたのか】

また、特異行方不明者と判定していたとしても、警察がやるべき捜査をきちんと尽くしていたのか否かも問題となるだろう。

冒頭で述べた 17 歳の女性 2 名については、警察も、位置情報で把握できた基地局周辺の公園やトイレなどを数時間にわたって探索しているようだが、防犯カメラまでは入手していないし、逮捕された被疑者を含め、住民に対するローラー作戦的な聞き込みも行っていない。

他の被害者についても、一部では先ほど挙げた(イ)の位置探索を実施しているものの、それ以上、詰めの捜査を行っていないようだ。

被害者らの SNS 上でのやり取りのデータやメールでのやり取りのデータをツイッター社や LINE 社、ヤフー社、グーグル社などのサーバーコンピュータ上から差し押え、解析していれば、共通の接点を持つ相手方として今回の被疑者が早期に浮かび上がっていたものと思われるが、これすらも実施していない模様だ。

被害者らが被疑者と音声でのやり取りをする際、090 や 080 回線ではなく、LINE のユーザー同士で通話する無料通話や IP 電話を使っていた可能性をも考慮し、それらのサービス提供事業者に広く捜査の網をかけていけば、サーバ上に保存されていた通信履歴や交わされた会話の音声データなども把握できていたかもしれない。

その上で、直ちに被疑者方に捜索に入ることで、それまでに既に死亡していた被害者の遺体を発見でき、あるいは次の被害者が出るのを防ぐことや、早期の検挙も可能だったかもしれない。

【機能不全となっている届け出制度】

こうした点については、かねてから、せっかく行方不明者届という制度があるのに、捜査の端緒として必ずしも十分に機能していないのではないかと、といった指摘がある。

ここで思い起こすのは、1971 年の大久保清事件だ。

わずか 2 か月あまりの間に、路上で声をかけた女性 8 名を次々と殺害し、造成地などにその死体を埋めて遺棄したが、その全員について、家族らから警察に捜索願が出されていた。

検挙に至ったのは、私設探索隊を編成していた被害者 1 名の兄が妹の自転車に触ってい

る男を発見し、逃走する車のナンバーを覚え、警察に通報するとともに車種から身元を割り出し、仲間とカーチェイスの末にその身柄を確保し、警察に引き渡したからだった。

座間事件でも、23歳の被害女性の兄が私的に探索を始め、妹のツイッターアカウントで情報提供を呼びかけた結果、今回の被疑者にたどり着いたとのことであり、検挙に至る経緯が似通っている。

逮捕された被疑者が真犯人か否か、共犯者や協力者の有無、殺人の末の死体遺棄事件か否か、9名全ての事件に関与しているのか否かなど、その詳細については、現在、警察が捜査を進めているところだ。

【限られた予算と人員】

もっとも、一般に警察が行方不明者の発見に向けた活動を後回しにする事情も分らないではない。

予算や人員が限られており、目に見える形で既に発生している現在進行形の事件捜査の方にそれらを割く必要があるからだ。

また、警察が公表している統計や警察白書を見ても、家族らから警察に届けが出された行方不明者は例年8万人超、そのうち特異行方不明者が5万人に上る一方で、行方不明の原因が犯罪関係だった事案は0.7~0.8%にすぎない。

しかも、2016年に限っても、届け出後、警察が行方不明者を発見したり、自発的な帰宅などが確認された事案が全体の約86%を占め、受理から1週間以内に所在が確認された割合も全体の約74%を占めている。

そうした経験則を踏まえ、特に若年の行方不明者の場合、「そのうちひょっこりと帰ってくるのではないか」などと考えてしまうのも無理からぬものがある。

それでも、結果論とは言え、これだけの事件が発生した以上、それでは何の解決策にもならない。

特に、どのような捜査をどの程度まで行うのかという点について、現在のように第一線で探索に当たる警察官の勘や裁量に委ね、線引をあいまいなままにしていれば、また同様の事件が発生することだろう。

確かに、特異行方不明者のうち、警察が本腰を入れて捜査すべき事案とそうでない事案との線をどこに引くべきかは難しい問題だ。

それでも、行方不明者の年齢や経歴、性格、行動範囲、前後の状況などを踏まえ、どのような場合に最低限どこまで捜査を行うべきなのか、といった点をガイドラインで明確にしておく必要があるように思われる。

【予防策も重要】

また、被害者の多くは、ネット上で自殺をほのめかす投稿をしていたとされている。

そうしたシグナルを早期に発見し、その実行を防止し、自殺介添人のような者が暗躍できないようにするために、警察がSNS上などで交わされる自殺や犯罪に関するやり取りを早期に把握できる態勢が望ましい。

ただ、警察による常時監視は事実上不可能だし、プライバシー保護の問題もある。

市民やプロバイダー、ネットサービス事業者などの警察に対する通報制度を確立するとともに、児童ポルノ事案と同じく、サイバーパトロールの強化が求められる。

現在もそうした制度は一応あるものの、これを徹底し、特に若年層に対して広く周知する必要がある。

【求められる警察の負担軽減】

他方で、行方不明者探しに向けた警察の負担を少しでも減らし、いかにして今回のような事案に限られた人員、予算を集中させるか、といった点にも改革のメスを入れる必要がある。

例えば、行方不明者のうち、先ほど挙げた統計で認知症者が占める割合を見ると、11→12→13→14→18%と年々増加している。

人数にして年間1万5千人超だが、先ほど挙げた「自救無能力者」であり、自動的に特

異行方不明者と判定される。

高齢化社会の深刻化を踏まえると、この数字はますます増えていくはずだ。

社会福祉と関連する話にはなるが、認知症者の徘徊をいかに防ぐかとか、GPS 端末を取り付けるなど、いかに容易かつ早期の発見を目指すかといった点も、行方不明者全体を見据えた時、浮かび上がってくる問題だろう。

絶対に同様の事件を繰り返させてはならない。

警察はもちろん、他の関係機関についても、今回のような事件を防ぐために何ができ、何をすべきだったのか、また、改革すべき点はどこなのか、徹底した検証が求められる。(了)

前田恒彦 元特捜部主任検事

1996年の検事任官後、約15年間の現職中、大阪・東京地検特捜部に合計約9年間在籍。ハンナン事件や福島県知事事件、朝鮮総聯ビル詐欺事件、防衛汚職事件、陸山会事件などで主要な被疑者の取調べを担当したほか、西村眞悟弁護士法違反事件、NOVA 積立金横領事件、小室哲哉詐欺事件、厚労省虚偽証明書事件などで主任検事を務める。刑事司法に関する解説や主張を独自の視点で発信。唎酒師、日本酒品質鑑定士でもある。

マイナンバーで書類簡素化 役所窓口、本格運用始まる 一部自治体でネット申請も

産経新聞 2017年11月13日

国のマイナンバー制度を利用し、自治体の窓口などで手続きをする際の提出書類を少なくする「情報連携」の本格運用が13日、始まった。児童手当の受給申請や公営住宅の入居申し込みなどで、住民票の写しや課税証明書などの提出が不要となる。

マイナンバー制度の個人向けサイト「マイナポータル」の活用も同日から本格化。導入の準備が整った約150の市区町村では、インターネットを通じて母子手帳や保育所入所の申請ができるようになる。役所の窓口で提出書類の一部が省略できるようになるのは、奨学金や生活保護、障害福祉サービスの申請など計853の手続き。個人番号と、本人確認ができる書類が必要で、個人番号カードがあれば1枚で済む。情報連携は、国と地方の行政機関などが管理する個人情報を相互に照合し、提供する仕組み。行政の効率化と住民の負担軽減が目的で、国や自治体、ハローワークや日本学生支援機構など約5千の機関を専用ネットワークで結ぶ。7月からの試験運用で、大きな問題はないと確認した。

障害者施設の18人乗りマイクロバスが崖から転落 ガードレールなく「対向車が来たので寄せようとしたら…」 大阪・泉佐野

産経新聞 2017年11月13日

13日午前10時10分ごろ、大阪府泉佐野市土丸で、崖からマイクロバスが転落したと119番があった。大阪府警によると、バスは近くの障害者施設の送迎バスで、通所者ら18人が乗車。うち17人が搬送されたが、いずれも意識はあるという。府警や消防が詳しい状況を調べている。府警泉佐野署によると、バスには通所者16人とドライバー1人、施設の職員1人が乗っており、このうち5、6人が出血したとみられる。現場はJR阪和線日根野駅から南東に約4キロの山間部で、大阪府と和歌山県を結ぶ片側1車線の府道。道幅は約6メートルでガードレールはなく、バスは道路脇の斜面を約5メートル転落したところで止まったという。運転手は「対向車が来たので左に寄せようとしたら落ちた」と説明している。

事故現場近くで勤務する男性(40)は「現場は山手に上っていきような道で、曲がりくねっている。車の運転は気を付けないといけないと思っていた」と話した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

